

平成22年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成22年6月18日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成22年6月18日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成22年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第2号 平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成22年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第2号 平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議員派遣の件について

出席議員(19名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
3番 神岡 光人君	4番 新山 玄雄君
5番 平野 和生君	6番 魚原 満晴君
7番 今元 直寛君	8番 広田 清晴君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
16番 安本 貞敏君	17番 久保 雅己君
18番 布村 和男君	19番 小田 貞利君
20番 荒川 政義君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 木元 真琴君                      議事課長 中尾 豊樹君  
書 記 中村 和江君                      書 記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	椎木 巧君	代表監査委員 .....	相川 實君
副町長 .....	岡村 春雄君	教育長 .....	平田 武君
公営企業管理者 .....	石原 得博君		
総務部長 .....	中野 守雄君	産業建設部長 .....	嶋元 則昭君
健康福祉部長 .....	田村 敏範君	環境生活部長 .....	松井 秀文君
久賀総合支所長 .....	山本 定雪君	大島総合支所長 .....	川元 文雄君
東和総合支所長 .....	菊本 雅喜君	橘総合支所長 .....	八幡 清治君
会計管理者兼会計課長 .....			北杉 憲昌君
教育次長 .....	村田 雅典君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長 .....	西本 芳隆君	財政課長 .....	奈良元正昭君

午前9時30分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。11日の本会議に引き続き、御苦労さまでございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1．議案第1号

日程第2．議案第2号

議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号平成22年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）及び日程第2、議案第2号平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題とします。

本会期初日に質疑はすべて終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 平成22年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）について反対の立場から討論したいというふうに考えます。

この点では、私は地方自治体と国のあり方の問題で今まで討論してきました。と言いますのが、国と地方は憲法によっていわゆる対等の関係であります。その対等を打ち破ったのが、今回の財源的には2,000万円を超える、2,700万円ですか、異常な再編交付金、また財政調整基金取り崩しの額も、そのあてがわれる再編交付金、部分にあてがわれる部分の取り崩しという状況になっております。実際的にはなぜ再編交付金が異常なものかという点を討論しますと、本来国と地方自治体は対等であります。そういう中で、国が認めたらお金を配る、そして国が認めなければお金を配らない、こういうやり方が果たして正しいのかどうかという点です。実際的に、今辺野古を抱える名護市、これは実際的には再編交付金の対象外の市町村であります。このように、本来なら補助金というのなら、再編交付金ならば、負担が大きいかかると、そこにはきちっと国が補うべきだというのは当然の理であります。にもかかわらず、国のいうことを聞けばお金を払うというやり方は、どういう内閣になったとしてもやってはいけないことだというふうに考えております。ましてや、この再編交付金制度が出発したときは自民党、公明党の政権でした。そして、これをやめようと思えば政権が変わった今こそ、実は変えることが可能な中身です。しかし今は、結局はその当時のままこういういびつな再編交付金制度が存在しております。地方自治体として、私は確かに18年度、19年度、普通交付税が大幅カットされた中で、財政が締めつけられたという事実、これを私自身もわかっております。しかし、再編交付金というものに頼っていたら、本来のまちづくりにとっては逆行ではないかというふうに考えます。今回もかなりの高額部分であります。また、再編交付金については、議員皆さん方は御承知のように用途が限定されております。おおむね基金等に積みれば再編交付金の対象となります。その点では、18、19と大幅にカットされた部分、これが私は知恵の出し方によれば生きてくるのではないかという立場をとっております。また、認識をしております。そういう立場から、今回の6月議会における一般会計補正予算、これについて反対の立場を明らかにしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第1号平成22年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 周防大島町国民健康保険特別会計、今回の補正予算について、反対の立場ではないということを明らかにするため、また誤解を受けたいけないという立場から討論したいというふうに思います。

御承知のように、今回の補正は1点です。いわゆる特調によるシステム改修、その中身は、いわゆる今の時期の中で急に仕事がなくなったというときに、実際的にはハローワークを通じて市町村に实际的に国保の減免を求めるといった形のもので、約30%です。この点だけでありますので、反対しないということを明らかにしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、反対討論の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第2号平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

### 日程第3 一般質問

議長（荒川 政義君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告が4名でありますので、通告順に質問を許します。8番、広田清晴議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の一般質問については、4点にわたり通告しております。

まず、第1点目は指定管理についてでございます。

まあこの間、指定管理のあり方についても議論してきましたが、今回3年目を迎えて、実際に新たな引き継ぎという点でどうなのかということを知りたいというふうに思います。

と言いますのが、あくまで引き継ぎにおいては実際的には町がやっぱりきちっと対応して、それで行っていくというのが私は町の責任があるというふうに考えておりますが、その点で今提起しておる分、まあ今回変わったのはこれだけではありませんが、差し向き竜崎について引き継ぎのあり方、どうだったのかという点で聞いておきたいというふうに思います。

もう1点は、引き継ぎ以前の問題として、納付金の関係であります。御承知のように、指定管

理者は基本的には指定管理に公募するときに、自分が条件にあった前提で実際的には指定管理に基づく協定等を結びます。そういう中で、今の納付金制度がある以上は、実際的には今どういう状態なのか。3月時点でどうなのか。そして出納閉鎖を過ぎた時点でどうなのかという点で状況の報告を求めたいというふうに思います。

次に2点目、公営企業局の運営についてであります。

第1点目は、既に御承知のように、2年前大島病院を建設するときに実は混乱がありました。その混乱を取り除くためにも、医師、看護長、事務局長会議がきちっと開かれるようにということとは当時提起をしました。その後、実際的にはケアマネ等を含めた会議が開かれよるという点は聞いておりますが、実際的に現場の職員の生の声、これがきちっととられるような会議、これが大事ではないかということで、まず1点聞きます。

次に、サービス残業根絶を求める、この点であります。実際的に医師不足、看護師不足、こういう中で、かえがたい職種の中で、長時間労働、そしてまたいろんな勤務体系がありますが、実際的には労働組合がない中でサービス残業が当然あったらいけないというふうに私は考える立場でございます。そういう中で、実態報告を求めながらきちっとサービス残業をなくしていく立場なのかどうか含めて答弁を求めたいというふうに思います。

もう1点が、やすらぎ苑の増床についてであります。御承知のように、今大島病院が療養病床を実際的には60という格好で今建設がされておりますが、実際的に周防大島町内の状況、これを見ると老人保健施設そのものが実際的には今さざなみが80、そしてやすらぎが50であります。まだ今御承知のように待機待ちというのがかなりおられます。60だけではカバーできないというのが、私が調べたし、実際的に一般質問等を通じても待機者の数はかなりおるんだということは明らかだろうというふうに思います。その中で、やっぱり今の段階でやすらぎ苑の増床を提起するという点では、実際的には赤字を一定程度減額する、この要因があります。増床することによって赤字を一定減らしていく。それは、結果的にはさざなみの運営形態を見ても明らかだろうというふうに考えております。そういう立場からも、必要性からも見ても今計画をつくり出していく時期に来ているのではないかという点を明らかにするということで、公営企業局の考え方、聞きたいというふうに思います。

3点目が、住宅リフォーム助成制度の導入を求めるものであります。既に町長のほうには民主商工会の理事の皆さん方と町長室を訪ねて、この考え方についてどうでしょうかという願いをしたところでございます。

と言いますのが、地元業者の育成と推進という考え方に立てば、今一部の県であります。県でいえば秋田県であります。そして市町でいえば170自治体ぐらいにふえよるんじゃないかと思えます。そういう中で、少しでも地元業者育成と住宅リフォーム事業で、いわゆる環境改善、

こういう考え方からできるだけ早い時期に補正で取り組んでいただきたい、この考え方について聞いておきたいというふうに思います。

4点目が国保税引き下げについての努力を求めるものでございます。既に町長会等も国の国保制度に関する悪い部分については、町長会で毎年度要求されていると思います。当然、町長会で要求していることを実践的にやっぱり改めて国に今の国保制度の内包する矛盾、これを解決するためにも、町長が改めてこの点で引き下げのための努力を求め、町そのものとして、今年度当初予算見てわかるように、ちょっとの内容でかなりの負担が周防大島町行政に対する負担がふえとるというのも事実であります。任意の繰り出しをやったちゅう事実を見ても明らかだろうというふうに思いますが、実際的に今国保の中でやっぱり所得割、そして資産割、そして人数割、そして世帯割という中で、国民健康保険税そのものが組み立てられておりますが、かなり高いというのが実際的な人数、いわゆる世帯人数が多いただけでかなり負担が大きくなるし、昔からいっても例えば医療支援分プラス介護支援分という組み立てになる中で、税そのものの負担も高くなりよるといいうのも実際的な事実だろうというふうに思います。

まあ町長として、今の町民の実態、生活実態から見て、やっぱり考えるのは抜本的には国の制度の変更ですが、負担でいえば、国の負担ではあります、町としても引き下げのための努力、お願いしたいというふうに思うて、以上4点について質問したいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） それでは、広田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。まず第1点目の竜崎温泉「潮風の湯」の引き継ぎのあり方についての御質問でございますが、まずこのたびの竜崎温泉「潮風の湯」指定管理者の交代に伴う業務の引き継ぎの経緯とか、その状況について御説明をしたいと思います。

今回の指定管理者の交代に伴う業務の引き継ぎにつきましては、平成22年2月26日、円滑な業務の引き継ぎを行うため、町商工観光課が立ち会いのもと新旧の指定管理者、3者による管理業務引き継ぎ調整会議を開催いたしております。内容につきましては、業務管理、事務管理、その他の関連事項に分けて、項目ごとに確認、調整をしたところであります。また、新旧の指定管理者による引き継ぎも、メーカー等を交えて1週間程度行ったというふうにも報告をいただいております。

ただ、現指定管理者におかれては、新しいスタートを切るに当たり短期間でさまざまな業務をこなしていくことになりまして、大変な御苦労があったんではないかと思っております。皆さん御存じのように、非常に大きな施設でありますので、当然のことではありますが大変な御苦労があったように思っております。いずれにいたしましても、このたびの竜崎温泉指定管理の引き継

ぎにつきましては、指定管理者の交代という、町にとっても初めての経験でありましたが、今後とも町と指定管理者との相互理解を深めながら、意思の疎通を図ってまいりたいと考えております。

次に、納付金の現状についての御質問でございますが、平成21年度竜崎温泉「潮風の湯」指定管理者の納付金につきましては、平成22年5月末現在、納付金400万円のうち30万円の入金を確認をいたしております。町といたしましては、平成21年4月1日付で指定管理者と取り交わしました竜崎温泉「潮風の湯」管理に関する年度協定書に明記された額の履行を引き続き求めてまいりたいと思っております。

先に住宅のリフォーム補助制度の導入につきまして申し上げます。公営企業局の運営につきましては、後ほど公営企業管理者のほうから御答弁をさせていただきます。

住宅リフォームの補助制度の導入につきましてですが、広田議員さんの御質問のように、本年の2月及び3月に住宅リフォーム補助制度の導入について二つの団体より要請がございました。住宅リフォーム助成制度とは、地域の住民が住宅のリフォームを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成する制度であります。この制度により住宅の改善を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、深刻な状況に追い込まれている中小零細事業者の仕事興し、また経済振興を図るというものでございます。

この制度は、県内では山陽小野田市が国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、平成21年10月13日から平成21年12月18日までの約2カ月間を受付期間として実施されたというふうにも聞いております。県内の話ですが、ほかの全国につきましては、今議員さんの御質問のような数であろうと思っております。また、リフォームだけではなくて、新築住宅にもこれを適用するというような自治体も出ているところでございます。

この件につきましては、昨年10月9日に山口県町村会の町長の行政視察がございましたが、その中で地域経済の活性化に取り組んでいる先進地の山形県庄内町を訪問いたしました。まあほかにもあったんですが、その庄内町で、ほかの地域はまた別の視察がありましたが、この庄内町が先進的な取り組みがあるということで、私たちも昨年訪問し、研修視察を実施してまいりました。制度の導入につきましては、先月5月18日に副町長を中心に総務課、財政課、政策企画課、建設課でこの制度の検討会を開き、今後助成対象者とか助成の額、または対象の工事、または期限並びに実施に必要な財源等について検討を重ね、実施に向けたよりよい方向でこの制度を整備していこうというふうに考えて、ただいまその協議を進めているところでございます。

4番目ですが、国保税の引き下げの努力を求めるということでございますが、これも議員さんの御質問のとおり、根本的には国保税の制度全体の中で考えていくべきだというのがまず第一、基本的な問題だろうと思っております。この周防大島町だけでどうこうするというのではなく

て、日本全体のその国保税の制度ということについては、大きな広い観点から見直さなければならぬというふうに思っているところでございます。

この町のことについて申し上げますと、国保税は平成18年度に税率改正をし、平成20年度に今度は後期高齢者支援金分の改正等を行いました。トータルの税率は平成18年度以降4年間据え置きになっております。平成20年度に老人保健を国保から切り離しまして、後期高齢者医療制度が創設され、国保会計においても退職者医療が65歳から一般被保険者となり、歳入として前期高齢者交付金、歳出として後期高齢者支援金が導入されました。これらは当該年度概算で交付または支出し、翌々年度に精算されますが、この額が国庫負担金、普通調整交付金、特別調整交付金に影響するようになっておりまして、22年度当初予算を推計すると、基金1億3,000万円を繰り入れても財源不足が生じる見込みで、緊急避難措置として一般会計から6,000万円の任意の繰入を行い財源調整を行ったところでございます。

町が要望しておりました国の国保財政基盤強化策は4年間延長となり、その影響額は1世帯当たり保険税1万2,500円の保険税軽減につながるとされております。しかしながら、医療費はずっと伸びておりまして、一月100万円以上の医療費の件数は平成20年度131件であったものが平成21年度には161件と増加し、医療の高度化に伴います高額医療費化が進んでおるところであります。

このように医療費が伸びている状況で国保会計が赤字になるようであれば、保険税の税率の改定も検討せざるを得ない状況となっております。しかし、先ほど申しましたとおり、前期高齢者交付金等の精算額が普通調整交付金と特別調整交付金に影響することとなっております。これらはいずれも補助金でありまして、国の予算の範囲内で増減されますので、これをよく見極めた上で検討したいと考えております。

なお、高額な医療の中にがんの手術費等があり、町が実施しております検診を受けなかった方も中には見受けられます。自分の健康管理のため、各種検診を率先して受診されることが医療費の削減にもつながり、保険税の軽減にもつながることとなりますので、ぜひ受診をお願いしたいと思っております。今後も検診項目等、充実していきますので、各種検診を積極的に受診し、各自の健康保持に役立てていただき、国保会計の健全な運営にもつながっていくことを望んでいくところでございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 広田議員さんの公営企業局の運営についての御質問にお答えいたします。

まず、医師、看護長、事務長会議が職員の生の声が活かされる内容の充実したものに、の御質

問にお答えいたします。

公営企業局の会議につきましては、全体での施設間交流不足を御指摘いただいておりますので、私が就任いたしました昨年の6月より月1回第2月曜の午後に3病院、2老健、看護学校の各施設長、看護長、事務長で運営状況や問題点について会議を行ってまいりましたし、ことしの4月からは、訪問看護ステーションの管理者、居宅介護支援事業の代表者を新たに追加して広く会議をしております。

会議の結果につきましては、ことしの4月より整備しましたイントラネットで会議内容や資料等を掲載し、広く職員に知らせておりますが、なお一層職員の意見に耳を傾けるよう努力いたします。

次に、サービス残業根絶を求める、についてですが、医療現場での突発的な事故等を考慮して、事前準備やその後の処理に要する時間等がどのような扱いになっているかという点であれば、当公営企業局はすべての施設がタイムカードによる出退勤ですので、勤務時間の管理につきましては十分配慮し、時間外勤務手当は支給しております。また業務負担の軽減を図るため、医療安全対策会議等で業務改善を検討してまいります。

最後に、やすらぎ苑の増床の推進についてですが、増床につきましては数年以内での増床に向けて周防大島町総合計画内での策定や、対象者の調査中です。大島病院が11月に移転、新築後、医療療養病床に転床いたします。60床ほどですが転床いたしますので、転床病棟の稼働率及び今後の医療、介護に対する報酬体制の動向を見ながら検討していく考えであります。

公営企業局、中でも病院運営に関しましては職員一同努力いたしますが、町民及び議員の皆さんの御理解、御協力が不可欠ですので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず、指定管理について、引き継ぎについて答弁がありました。聞き漏れがあったらいけませんので確認しますが、2月16日に3者による引き継ぎを行ったというのが大まかな部分ではなかろうかというふうに思います。その中で、実際的にはきちっと引き継ぎがされておればいいんですが、引き継ぎがされてない部分が4月1日以降、明らかになった部分として町長のほうが御存じかどうか。と言いますが、指定管理前任者がいわゆる回数券を指定管理期間に販売しております。そして、販売が当然指定管理者の権限の範囲、言いますれば、3月末までですね、それじゃが実際的には無期限のいわゆる回数券を発行しちよるという事例があります。新たな指定管理者がそれを受けたら、それこそ混乱するし、入浴する町民、回数券を買った方も混乱するし、迷惑をかけるという実態が明らかになっております。この実態について、どういう指導、引き継ぎをされたのか、まず、最初に聞きたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それでは御質問にお答えいたします。

旧指定管理者の発行した回数券の取り扱いについてでございますが、この件につきましては先ほど申しましたとおり、担当課としては原則最終的な対応は販売者自身にお願いをすることを指導したところでございますが、当初はサービス業という立場からその対応については窓口の判断によるところもあったと聞いております。現在はその問題は解消されていると理解をされておりますが、事務引き継ぎ時においては具体的事項についてより一層きめ細やかな協議、確認、決定をしていくことが肝要であると思っております。

そして、現管理者の発行の回数券でございますが、これについては期日を明記して平成25年3月31日としております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まあ実際的に町が気がついて、きちっと期日入りの回数券にしないという指導は当然されたと思うんですよ。じゃが、実際的には期日を指定しない回数券が現状ではあるわけなんですよ、現状では。それで、その取扱いについて、例えば一体何枚発行した、御承知のように指定管理制度そのものが始まったときにも私言ったんですが、きちっと整理しなさいと、それから出発しなさいということを行ったんですが。また新たに指定管理者が変わるときに実際的には期限の定めのない回数券が発行されちよるちゅうことになる、実際的にはそれじゃ何枚、今部長が答弁したのは、基本的には前指定管理者が責任を負うということをやりましたが、じゃあどういうシステムで、どこの責任で前指定管理者に払っていただくかちゅうシステムそのものが現状ではできちよるかできてないのか。また残存数ですよ、一体何枚発行しちよるのかいうところも、やっぱりある程度把握しちよかんと、また同じような混乱が起きる可能性があるというふうを考えてます。その点で、再答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） 指定管理の引き継ぎのときに確認をしたところ、その席上では前指定管理者から販売している回数券については、「若干」というふうに報告を受けております、期限のないのが。そして、現指定管理者が有効期限を明記した、例えばお客さん、その現実の対応としては、心広くその人を対応したというのがあります。当然、利用者に責任はないとは思いますが、ちょっとはっきり何枚発行したかは聞いたところによれば「若干」というふうにしただけ聞いておりませんので、また今後調査をいたしたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） これはぜひ執行部のほうに責任をお願いしちよきたいというふうに思うのですが、曲がりなりにもきちっと回数券収入とか上がってくるわけですよ。それで、上

がってきた収入はいわゆる次の人、指定管理者には絶対波及しないわけですよ。それで、若干ちゅう格好ではまたいつまでも混乱が起きる。結局はその竜崎の利用者に迷惑がかかるちゅうことになるわけですよ。じゃけえ、新たな指定管理者としても、先に売れとるわけですから利益ゼロで利用するわけですよ。利益ゼロ、実際的には。そじゃけ、そのシステムをつくっちゃかんと、混乱が現場で起こるんじゃないかと、この点でのシステムづくり、これをやっぱりきちっとしちよかんやいけんのじゃないかという点で、まあ町長の考え方を聞いちょきたいというふう

に、「若干」じゃあね。

もう1点、いわゆる協定書等が結ばれちよると思います。それで、協定書等によると、今までの協定書でも100万円を基準に町が払う部分、そして施設管理者が払う部分ということがありますが、実際的には新たな指定管理者が責めに帰す問題かどうかという部分で、金額以前の問題がある部分があります。例えば、既に地震等で発生したひび割れによって、実際的には中の引き上げが非常に困難になったりする部分がある部分がある部分がありますので、この点について引き継ぎ等のときにそういう議論があったのかなかったのか、合わせてその責、いわゆる支払等についてはどこが対象となるのか含めて、若干聞いちょきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今のその無期限の回数券という話でございますが、私が聞いておる話では、19年から22年までが前の指定管理者の指定期間でございますが、19年の指定管理が始まった当初に無期限のっていいですか、一つには販売促進用にそのサービス券的な、本来言えば販売するもんなんだろうが、それを無期限の分があって、その部分についてはとにかく指定管理は期間が限定されてるものだから、それ以降に使えるようなものじゃ困るのでということで、まあ当然今の期限の入ったやつになったと思うんですが。実はそのある程度何か販売促進用のような形が初め出とったというふうにも聞いております。ただ、今言いましたように前の指定管理者のほうから、正確に何枚出て、何枚回収が済んでおるのかということは、ちゃんと聞き取りをしたいと思っております。

それと、今のその100万円の金額の上下でどちらがやるのか、どちらがその管理をするのかと、修理をするのかということでございますが、確かに非常に難しいところが、金額だけでは決められないところがたくさんあると思います。これは、ここの施設だけではなくて、全体の指定管理者の問題だと思うんですが、例えば経年劣化と言いますか、長いこと使うことによって劣化したものとか、耐用年数が切れたものまで100万円以下だからといってその指定管理者に修理、修繕をさせるということではできないと思いますし、また災害等で受けた部分についてはと。ただ大きな災害だったらわからんですが、例えば災害のことはちゃんと書いてあるんですが、実はそういう災害じゃない、大きな台風じゃなかったけれども、やっぱりそれによってから受けたと思われ

るようなものとか、非常に明確に線引きをするのが難しいというふうに思っております。そこで、当然そのどちらが修理、修繕をやるのかということは、協議をするという場になると思います。だから、必ずしもその100万円以下であったとしてもその設置者である町がその修理、修繕をやらなければならないという場面も出てくるのではないかというふうにも思っております。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それと、今前任者の瑕疵かどうかというのがありましたが、今源泉取水ポンプを平成22年5月17、18の2日間にわたり取り換えの作業を実施いたしました。状況といたしましては、引き抜きの作業時、また挿入時に途中引っかかりがあり、慎重な作業が要求されております。その原因といたしましては、ケーシング内径のカルシウムによる腐食による縮小や他の要因による変形も推測され、状況が悪化しているとの報告を受けております。今後も源泉取水ポンプ並びに井戸の状態変化に注視するとともに、必要な調査、対策を検討を進めていきたいと考えております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 納付金の取り扱いについては、これは執行部が行うべきことから、きちっと対応するよう求めておきたいというふうに思います。答弁について別段求めませんが、ぜひきちっとした対応を求めておきたいというふうに思います。

次に、公営企業局のほうに入りたいというふうに思います。

先ほど言われましたように、チームとしての会議、これは大事な会議であるというふうに考えます。ただ、私が気にかかるのが、上位解脱の会議になってはいけないのではないかというふうに考えておるんです。上位解脱、いわゆる企業管理者がこうだからこれに従ってくださいというような会議ではいけない。やっぱりどれだけその現場の皆さん方の声が反映するかと、この点が私は非常に大事ではないかと。まあ企業局から言ったらそんな会議はしてないよと言われるかもわかりませんが、実際的にはもっともっと現場の声を吸い上げてほしいというのは、当然各職場の中にもあります。それで、誤解的な部分もあるかもわかりませんが、やっぱり労働意欲をきちっと発揮していただくそのためにも、私はこういう会議は必要だという立場であります。ですから、上位解脱にならない本当に生の声、現場の生の声が本当に反映される、こういう会議に充実するよう求めるところであります。この点で再度考え方聞いておきたい。ただ、今言われたように、医師、看護師等、事務局長会議については、それなりに訪問看護含めて充実させてきよるという分については、それ答弁ありましたが、もっと広く3病院、2つの老人保健施設、現場の声がやっぱりまだまだ職場によっては声を出すこと自体がにらまれるという考えがあったら、なかなか率直な意見がその会議に反映されにくいんで、そのことがないように、やっぱりその点で

も指導すべきではないかというふうに思いますが、その点での認識を聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 広田議員さんの御指摘のとおりです。私の座右の銘というのは、「和をもって尊しとなす」で、もうできるだけ皆さんの意見を聞いて良いほうにやっていきたいということで、むしろ逆にビジョンがないと怒られるぐらいの感じです。

それで、今の施設長会議以外にも、薬剤部を集めたり、臨床検査部を集めて会議をしております。先ほども言いましたが、4月からは訪問看護ステーションとか居宅介護の意見も取り入れるようにしてますし、また栄養士さんのほうの会議等も開きたいと思います。また、7月には町長さんに出ていただきまして新人研修等もやっていくことになっております。繰り返しになりますが、皆さんの意見を聞いてよりよい、また職員だけでなく町民や議員さんの意見も聞いて、よいほうに運営していきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 次に、サービス残業根絶についてです。

先ほど、タイムカードによってきちっとやっておるからそれはないですよというふうに答弁がありました。ただ実際的には本来看護師さん等の場合、調べてみると御承知のように日勤、どれだけ劣悪か一例で話すと、日勤が始まります。夜勤に入ります。そして翌日の朝終了です。それからまた翌日の日勤に入るちゅうような過重労働が実際的にはある職場なんです。それで、救急等が来たら夜は寝られない。仮眠時間が実際的にはない場合もあります。そして、今言ったように30数時間に及ぶ勤務形態になっちゃうと。いわゆる病棟ではなしに病棟外の部分、看護師さんについてはね。まあ事務方のほうもそういう長時間労働があるというふうにいわれますが、やっぱりそれがサービス労働で行われてはいけない。当然、きちっとタイムカードによってやるということですから、サービス残業になってないかもわかりませんが、現実的に医師、看護師、いろんな職場におってはサービス残業が出ざるを得ん場合があるんじゃないかならうか。例えば勤務時間がここで終わりますからって言って、実際的には帰るわけにはいかないという事例がある。そのときにきちっとした対応、これをせんにやいけんのんじゃないかという点でサービス残業の根絶、長時間労働の根絶は当然、企業局の仕事の一つだと、大きな仕事の一つだというふうに考えますが、その点で再度聞いておきたい。実態に即した内容を聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） そのサービス残業に関しましても非常に難しい問題。特に医療に関しましてはどこまでがサービス残業になるのか、また医師の場合には研究等の面もありま

して、まあその時間が全部サービス残業となるかという問題はもう全国的にも非常に問題になってまして、まあここをつつき出しますと、ある人はパンドラの箱を開けるという形で、特に医師の場合の宿直、サービス残業に対しましては非常に難しいと思っております。ですが、うちの公営企業局に関しましては、少なくともサービス残業は非常に少ないと思っております。まあゼロとは言えませんが。まあ看護師さんの場合も今の引き継ぎ等で非常に時間がかかることがあるかと思えます。また、今度大島病院に電子カルテ、オープンカルテと言いますのが入ってきますと、またこれも慣れるまではかなり引き継ぎ等の時間等がかかってきます。この辺に関しますと、まあサービス残業になるか、自分の勉強のためになるかということで、非常に難しいところもありますが、できるだけサービス残業がないように、今のタイムカードを守ってやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 住宅リフォーム助成制度については、ぜひ検討委員会を立ち上げられるということなので、ぜひ前進させていただきたいということを重ねて要請しちよきたいというふうに思います。

次に、国民健康保険税の引き下げの努力という点で、まあ国に対する要請の中で、実態的にすぐぱっと思い浮かぶのが町財政と県財政に負担を与えちよる、いわゆるペナルティー、2分の1ずつ実際的にはペナルティー部分を負担しよるんですが、これについても具体的に町長会のほうでペナルティーはなくせということはしよるんじゃないか思うんですが、実態としてこういう部分は町長自身が要請しよるんじゃないか思うんですが、どういう状況なのか聞いておきたいというふうに思います。

これが結果として県と町の負担で行われよりますから、ペナルティーはなくせというのは当然のことじゃないかというふうに思いますので、金額を含めてわかっておられる方があったら答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 具体的な話はちょっと別におきまして、この今の国保の医療制度でございますが、要するに今の、現在非常に中途半端な形になっておるんだと思っております。要するに、現在後期高齢者医療制度の廃止の議論も盛んに行われておりますし、私たちもたくさん資料が来るわけですが、実は後期高齢者医療が廃止になった後に、そんならどういうふうな形の医療保険制度が出てくるのかということが非常に今まだ明確になっておりません。当然、以前から議論がありましたように、国保を広域化しようではないかということがあります。実は今の後期高齢者医療自体は広域化されてなったわけですが、まあ当初の予想よりはあまり大した混乱もなく、

後期高齢者医療が進んでおると思います。で、そうしたら当然その今の国保は各市町村がやる、後期高齢者医療は県単位でやるというふうな取り決めが本当にいいのだろうかと思っておりますが、非常に大きな問題は、その後期高齢者医療が廃止になるということでございますので、今ここで具体的なその問題の要望についてはちょっとおきますが、全体の医療保険制度を早く明確にしてほしいと、それについては、ぜひとも個別に、各市町村がばらばらになるようなことのないようにしていただきたいというのは、大きな方針としての大きな要望として県の町村会として、また国の全国町村会としての要望は出ておると思っております。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 町の負担額でございますが、平成20年度決算では751万4,000円、で、21年度では716万3,000円になる予定であります。それから、この金額を県と町とで持っておるということでございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まあ今町長答弁があったように、国保の制度そのものが、やっぱり皆保険制度の中でかなり問題を長くしちよるちゅうのが事実です。

言いますのが、当初出発したときには医療費負担割合、国が持つのか、いわゆる国保が持つのか、どこの部分が持つのかという議論があって、結局は当初は45%負担しちよったわけですね。医療費全体の45%、それが30%台に引き下げられるという格好の中で、国保加入者と行政、いわゆる町、自治体に大きく負担がかかってきた、ここが非常に大きな矛盾点だということは、私自身も知っております。そしてまた、その制度そのものが低所得者が加入する、年金、そしてその他の保険に入らない皆さん方、そしてまた急に仕事がなくなった人、そういう方が加入するという側面がありますから、当然非常に厳しい国保制度になっちよる。ましてや今度、本来なら民主党が後期高齢者医療制度廃止という公約でやりましたが、御承知のようにもう既に町長会でもいろんな議論になっちよるんじゃないかと思いますが、結局は元の、いわゆる老人医療制度に帰るのではなしに、いわゆる国保会計の別建てで入っていくちゅうような議論も、今実は国においてはされよると。非常に、結局は自治体任せ、混乱任せという格好でこの3年間推移するんじゃないかなというふうに見ております。ただ、実際的には国保加入者、まあ周防大島町内見てもわかるように、かなり厳しい財政状況明らかなんで、引き続き制度のやっぱり矛盾点を克服していくためにも、国に対してもやっぱり町長自身も引き続き努力を求めたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 御存じのように小さな自治体一つでは非常に制度の運用が難しくなっ

おるといのは事実でございます。

もう1点は、その制度の中で、例えば単年度で片がつくというんじゃなくて、3年間ぐらいの長いスパンの中でこの国保会計の健全化が論じられるというような形になって、実績がことしの医療費とことしの国保税とではリンクしていないという状況になっております。要するに、その3年後ぐらいでないとちょっとはっきりして、ここの今回赤字になった原因はなんだったんだろうかということになると、それは3年前の要するに実績に基づいてということになっておりまして、それは、ことしはじゃあ国保税がどれが適正なのかということ、3年後の状況を見なければわからないというような状況で、非常に難しい。さらにまたそれが小さな自治体ごとに会計を持っておるといのは、非常に難しい状況になってきておると思います。そういう意味で、この広域化につきましても、現在論じておられます。それで平成25年が云々されておりますが、いずれにしましてもその高齢者の医療制度、またはこの国保の医療制度、また医療保険全体の大きな見直しの中でやっていただかなければならないというふうに思っているところでございまして、当然その山口県の町長会だけではなくて、全国町村会を使って皆さんの意見をまとめていき、私たちもそれと一緒に要望してまいりたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 最後になりますが、まあ実際的にはこの制度の持ちこたえざる矛盾を少しでも抑えるという意味で、町長自身、旧橋町時代に一般質問等であったのではなかろうかというふうに思いますが、実は県内でも一地域、一部の地域で6月にいわゆる本予算方式みたいな感じで議論された自治体もあります。実際それがどんだけの役割を果たしたかは別ですが、そういうふうにいるんな国保のあり方の問題、地方自治体としてかなり混乱しちよるいうところも、それを少しでも抑えるちゅうことで6月に本予算方式ちゅうことで、県内も一時期ありましたので、まあいろんな角度から検討を求めておきたいというふうに思います。

以上で今回の一般質問終わります。

.....  
議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。40分まで。

午前10時27分休憩

.....  
午前10時39分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、今元直寛議員。

議員（7番 今元 直寛君） 今元でございます。私は今回の質問に関しまして、閉校した小中学校の跡地、これについての利用それから今後の維持管理、これに関しての質問を1件と、それ

から学校以外の町営のいろんな建築物、構築物ございますが、そういうものに対する耐震性、この2点について質問をさせていただきます。

まず、学校の維持管理に関してでございますが、御承知のように100数十年の歴史を誇っておりました屋代地区の初等教育の中心でありました屋代小学校、この3月をもちまして閉校いたしました。既に3カ月の月日がたとうとしております。私、5月末に久しぶりに小学校を訪れてみました。もちろん、元気のいい子供たちの声は聞けませんけれども、3月末に閉校記念事業として建立しました屋代小学校の歌碑、これが誇らしげに建ってるというのが印象的でした。しかしながら、周囲を見渡すに、屋代小学校のシンボリックな存在であります築山の、あるいは運動場、それから学童たち、教職員の皆さんが丹精込めた花壇、そういったものに夏草が繁茂しつつあるというのが現状でありました。これをそのまま放置すれば、学校敷地全域にわたり雑草に覆われて、野生動物のすみかになって、周囲の環境を著しく阻害してしまうというふうに思った次第でございます。

そこでお聞きしたいのですが、町内の小中学校において民間の方から借地がなされていると、これがかなりの面積、あるいは割合であるというふうに聞いておりますけれども、町有地と、それから私有地の関係、あるいは割合、これがどのようになっているのかお聞きしたいと。また、私有地の賃貸契約、賃借契約はどのようになっているのか知りたいと思います。個人情報保護法に抵触しない範囲でお教え願いたいというふうに思ってる次第でございます。

それから、町内既に閉校となった数校ございますけれども、私有地の地主さんからもう既に返還要求があったのか、なかったのか。それから、当然契約の中に賃借料が出ておりますけれども、その賃借料等は支払いはどのようにされていて、なおかつどのように考えておられるのか、その辺をお聞きしたいのが一つでございます。

それから、校舎、学校敷地の環境の整備でございますけれども、さらに先日14日の日に再度屋代小学校を訪れてみました。前回訪れたときよりは夏草が茂ってひどい状態になってるだろうというふうに想像してまいったのですが、思いは見事に裏切られまして、校庭、それから築山の草は見事に刈り取られておりました。で、周囲の皆さんにいろいろ事情を聞きましたら、地区の有志の方が自発的に草刈り機を持って草を刈ったというふうに承っております。まことに頭の下がる思いでございますし、それだけの地区の方の学校に対する思い入れというものは、並々ならぬものがあると改めて痛感した次第でございます。

そこでお尋ねします。閉校後の学校敷地の雑草の除去、それから樹木の剪定、それから排水溝とかそういった清掃作業はどのようにしているのか。またどのようにするおつもりなのかお聞きしたいと思います。

それから、校舎、校舎に付属するいろんな建物関係ございますが、こう言ったものに関する点

検、管理は具体的にどういうふうに行われているのか、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、地元の自治会などと学校の将来維持管理に関しての相談あるいは協力依頼とかをしたことはあるのかどうか。その辺もお聞きしたいと思います。

それから、跡地に建てております校舎、講堂、屋代小学校の場合は一部資料館とか、それからプール、運動場、それから場内の遊具とか、有効にこれを今後利用しようという考え、あるいはどういうふうな考えを持ってやっていくのかということ、まず地元の皆さんにお話をされたことがあるのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

まあ、ちょっとお聞きしましたら、地元の方からも、いわゆる行政のほうから、いわゆる町当局からは一切何も相談もなければ話もないというのが耳に聞こえてくるわけでございます。こういうことじゃまずいんじゃないかなというふうに思っております。

それから、2点目の学校以外の町営の建物、それから構築物、そういったものの耐震性、これがいかななものかと、また調査をされているのかどうか。まあ全国的に小学校あるいは学校施設に関しましては、かなり耐震の調査が進んで、先般も新聞でも出ておりましたように、当町におきましても学校の耐震化の工事、それから施策が進んでいるというのはよく存じ上げております。そこで、町の管理下にある建物、構築物については、どの程度耐震化に適合しているのか否か、その辺をお教えいただきたい。

何しろ、まあ近い将来、あるいは遠い将来かもわかりません。必ずや大きい地震が来るというふうに言われておりますし、周防大島町は特に山口県でも別件の指定をされているというふうになっております。それで、もし万が一にそういう事態に陥ったときに、一番先に町民の安心・安全を守るのは、これは町の職員の皆さんだと思いますので、まず皆さんが日常生活している建物とかそういったものが、果たして安全なのかどうなのか、そっちのほうへいわゆる震災に対する対応に、すぐ対応ができるのかどうか、その辺をお聞きしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

御存じだと思いますけれども、例のニューヨークの市長でありましたジュリアーニ市長という方がおりました。で、この人がブロークンウインドウというアメリカのかつて心理学者が言ったそういうことを取り上げてニューヨークの浄化を図ったと、また実際に成功したということがあります。このブロークンウインドウちゅうのは、いわゆる破れ窓ということですが、これに関しましては、一つの、1枚のガラスが割れてるということを放置すれば、それでこの当たりの住民は一切そういったことに関して無関心であるということ、これをだれもが思いまして、この地区には関心がないなということで、そういうサインになりまして、いわゆる犯罪、それから環境の悪化というものをつくり出す要因であるというふうなことがございます。特に学校施設に関しましては、各町の、あるいは村の中心地にあつて、皆さん思い入れがあつたところでございます。そう

いうところを放置して、こういうその鳥獣はおろかいわゆる子供たちの悪さをする、そういう舞台をつくってはならんというふうに思います。どうしても乱れてくるとごみのポイ捨ては多くなるでしょうし、住民の皆さんのモラルの低下、地域の振興と言いますか、そういった安全確保を協力しなくなるということを言われておりますので、これは決して大きな都市の問題じゃないと思います。この周防大島町におきましても、こういうところ、まず隗より始めよで、まず目の先のことから気をつけてやっていかなきゃいけないと思いますので、その点御答弁願いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） では、今元議員さんの御質問にお答えしたいと思いますが、特に閉校した小中学校の跡地の方の具体的なことにつきましては、教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

まあ総括的なことに対しまして、廃校跡地をそのまま放置しておくといろいろな弊害が起こってくるよということも御指摘のとおりだと思いますし、まあただそのなかなかまだ利活用について具体的なアイデアが出てないということがございますので、また閉校した各小中学校の跡地利用についての検討委員会等も既に持たれていろいろ協議をいただいた学校もありますが、たくさんありますのでまた議会の議員の皆様方にもいろいろな利活用についてのアイデアとか、またその提案もいただけたらと思っているところでございます。具体的にはまたあと教育委員会のほうから、教育長のほうから答弁をしていただきます。

学校以外の町営の建築構造物の耐震性についての答弁につきましては私のほうからさせていただきますが、平成22年3月末現在で町が管理しております建物は、木造、非木造、まあ大きいものでいえば庁舎、または公営の住宅、また学校等から、小さいものは倉庫とか消防機庫等も含まれて、あわせて868棟ございます。そのうち、非木造の建物に限りますと、591棟で、さらにそのうち耐震改修を行った建物や新耐震基準の昭和57年以降の建物が403棟で、率にいたしまして耐震基準を満たしてあるのが68.2%ということでございます。これらの建物のうち、地震発生時の避難場所については、まず選定したグラウンドや校庭を一時避難場所として開設し、その後避難生活が長引く場合には学校、体育館等の建物を二次避難場所として開設するというようになっておりますが、二次避難場所としての拠点避難所として現在町内18カ所の建物を指定しております。これらすべての施設は建築年次が昭和57年以降でありまして、国の新しい新耐震基準を満たしているところであります。

また、各庁舎及び各出張所につきましては、12カ所ございますが、そのうち橋庁舎と棕野出張所を除く10カ所につきましては耐震基準を満たしておりまして、残り2カ所については今後耐震調査が必要というふうに思っているところでございます。

防火水槽につきましては、196基のうち、平成7年、阪神大震災以降の11基が新指針による耐震性防火水槽となっております。

なお、町では平成20年3月に周防大島町耐震改修促進計画を策定いたしておりますが、この中で国の基準によって定義される多数の者が利用する建物等というのがございますが、「この多数の者が利用する建物等」というのは、この定義をちょっと申し上げますと、まあ当然その多数の者が利用する建物が一つなんです、その用途によりまして1階から3階以上、かつ延べ床面積が500から1,000平米以上の建物を多数のものが利用する建物等という定義にしております。そういうことで、この基準に該当する町有の学校、病院、体育館、庁舎の41施設を選定し、そのうち27施設について耐震性がありとされております。これら施設の耐震化率につきましては、この計画の目標年次である平成27年度までに現状の66%から国の指標に基づく84%を目標としております。

次に、橋梁についてであります、建設課で管理しております町道の橋梁につきましては、現在333カ所の橋梁がございます。そのうち、292カ所については、平成21年度事業で橋梁点検を行っており、残りの41カ所についても町道へ移管前に整備しました大規模農道等につきましては、山口県柳井農林事務所にて点検を実施いたしております。

なお、点検調査実施中におきまして、特に損傷が激しい3カ所の橋梁につきましては、平成21年度繰越事業におきまして補修工事を実施いたします。

次に、貯水池等の耐震性についてであります、上下水道課で管理をいたしております町営建築構造物は、配水池や受水槽などを含めまして84カ所ございます。旧町別で申し上げますと、旧大島町で43カ所、旧久賀町で5カ所、旧東和町で12カ所、旧橋町で24カ所となっております。配水池や受水槽等の耐震基準は、通常の建築構造物と同様の基準となっておりますが、耐震調査はすべて未調査となっております。このうち、昭和56年改正の新耐震基準を満たしている構造物は、大島の第一配水池を初め65カ所で、残りの19カ所につきましては新耐震基準を満たしていないものと思っております。

新耐震基準を満たしていないと思われる構造物につきましては、徹底した日常点検を行い、緊急を要するものから修理を行って、今後とも簡易水道の統合改良事業の中で、中長期的に改修を実施していきたいと考えております。

最後に、地質調査データの管理についてであります、建物や構造物の建設をする際には、直下のボーリングデータが重要視されるため、近隣のデータにつきましては参考資料として活用しているというのが実情でございます。ただこれらのデータは、議員さん御指摘のとおり貴重な財産資料と相なります。したがって、ボーリングのデータ資料につきましては、その事業を担当いたしました関係各課において整理保管をいたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 今元議員さんの心情あふれる閉校した小中学校の跡地に関する御質問にお答えいたします。

合併後閉校となった学校は、平成21年3月に蒲野中学校、沖浦中学校、油田中学校、日良居中学校の4中学校と、ことし3月に屋代小学校が閉校となっております。

また来年3月には椋野小学校が閉校することが決まっております。平成21年3月に閉校になった4中学校については、中学校跡地施設の活用方策等について検討するため、平成21年7月に周防大島町学校跡地施設利用検討委員会を設置し、町内の学識経験者、町議会議員、地域の住民の各代表者、町職員の方々に委員委嘱をお願いし、16名の委員構成で6回にわたり委員会を開催し、平成21年12月、町長にその検討結果を報告しております。その検討報告書の写しは先般議員さん方にお配りしているところであります。

御質問の学校敷地の権利関係についての1点目の町内小中学校の敷地に関して、町有地、民有地の割合の状況ですが、現在小学校13校、中学校5校ございますが、そのうち民有地をお借りしている小学校は久賀小学校、椋野小学校、沖浦小学校の3校で、中学校は久賀中学校1校のみであり、あわせて4校となっております。しかしなお、閉校となっております旧屋代小学校、旧沖浦中学校も現在借地のままの状況でございます。

2点目の地権者の借地料、契約期間等の内容ですが、議員さん御承知のとおり個人情報にかかわりますので、学校ごとの平成21年度支払いの件数、借地料のみお答えいたします。

久賀小学校は地権者3名、借地料はあわせて45万5,121円、椋野小学校3名で21万3,946円、沖浦小学校7名で123万3,837円、久賀中学校8名で334万8,801円、旧屋代小学校6名で39万4,491円、旧沖浦中学校9名で110万149円となっており、合計で地権者36名、借地料674万6,345円となっております。

契約期間については、1年契約から30年契約とさまざまな契約内容となっております。なお、以上の内容の一覧表については、本会議終了後、議会事務局に提出いたしますので、御高覧願います。

3点目の閉校となった借地の地権者からの返還要請については、ただいま現在まで返還要請はございません。なお、閉校となった借地の地権者の方々には、跡地利用方針等が決定したときに借地の取り扱いについて御協議させていただき旨をお知らせしております。現況は校舎や倉庫などが建っておりますので、借地料をお支払いしているのが現状であります。

次に、校舎及び学校敷地の環境整備についての1点目の閉校となった学校の雑草除去、樹木の剪定及び清掃につきましては、旧日良居中学校グラウンド、旧沖浦中学校においては、地域のグ

ラウンドゴルフ等で使用する団体の皆様が雑草除去等の清掃を率先的に行っていただいております、大変ありがたく感謝しているところでございます。それ以外の校舎周辺等については、昨年度創設されました緊急雇用創出事業において草刈り、剪定等を今年度も計画しております。

2点目の、校舎及び付属施設内外の点検管理については、教育委員会総務課職員が月1回、閉校となった学校の見回りと点検を行っており、建物の異常、学校周辺の状況の報告を受け対処することとしております。

3点目の地元自治会、連合会等に維持管理に関して相談または協力依頼することにつきましては、先ほど申し上げました使用団体が維持管理をしていただいているところではありますが、それ以外の地域において地元自治会等に維持管理の御負担をおかけすることになりますので、今のところ御相談等はしておりませんが、今後維持管理で支障が生じたときには、その都度、地元自治会に御相談等をお願いしなくてはいいないだろうと思っています。

4点目の跡地利用について、地元の方々との話し合いについては、特別に話し合いの場を持つてはいいません。ただ、冒頭に申し上げましたように、4中学校の閉校した学校については、跡地施設利用検討委員会で検討、協議し、報告をした経緯がございます。またその後、閉校した屋代小学校及び敷地移転した三蒲小学校については、今後検討委員会の開催を予定しています。いずれの学校も旧耐震基準で建築した建物であるため、耐震性に課題を抱えており、地元の方々の御意見をいただいても結果は厳しいものにならねばいいがと思っています。

以上、今元議員の閉校した小中学校の跡地についての御質問に対して答弁といたします。

議長（荒川 政義君） 今元議員。

議員（7番 今元 直寛君） 今教育長の方から地元自治会との相談は現在のところ、まあ屋代小学校に関しましてはされてないということでございますけれども、いわゆる教育委員会あるいは町当局でやる、維持管理をしていくというのは私は限界があるんじゃないかなというふうに思っております。で、ここでやはり地元の皆さんの善意と申しますか、そういうやる気と言いますかね、そういったものを掘り起こす意味でも、謙虚にこれは地元の方にと御相談された方が私はいい方向に行くんじゃないかなというふうに思っております。それで、例えば運動場におきます遊具、完全に屋代小学校に関しまして撤去をされております。これは、教育委員会さんのほうでは、いわゆる管理上あるいは危険ということでそういうことをいち早くされたとは思いますが、やはりこういったものも地元の方との相談の上で、ああそういうことなら致し方ないなど、ただこの部分だったら我々で管理できるで、ということが多々あるやと思うんですが、その辺を再度検討していただきたい。

それと、具体的になりますけれども、講堂を利用したふれあいの集いというんですか、そういった催し物が、過去、屋代小学校においてはされておりました。ほかの学校でもそういう利用の

仕方をされてたんじゃないかと思えますけれども、既に電気、水道、そういったものも完全に切られて、いざ使おうという段階では使えないというのが現状じゃないかと思うんですが、ずらずら屋代小学校、あるいは屋代地区を見回しても、かなりの人数を収容できるスペースと言いますか、広さの建物というものは、屋代小学校講堂をおいてほかありません。で、皆さんはすぐ、いや耐震が、というふうにすぐその辺も問題にされますけれども、そののところも町のほうで、これは町のほうで再度検討して、何とか使えるような方向に持って行っていただきたいというふうに思っております。

それから、具体的にプールですね。プール、屋代小学校のプール、御承知のとおり屋代は海に接しておりません。川はございましてああいう現状の川でございます。で、どうしてもプールの利用というものは欠かせないんじゃないかなと思うんですけれども、まあこれも教育委員会さんに言わせればそれは危険とかそういったものがあるかもわかりませんが、そういうものもやはり地元の方に一度投げかけて、そういうことならいたし方ないなと、じゃあ防火水槽で使おうとかいう形になるかとも思いますが、その辺も再度御検討をいただきたいなというふうに思っております。

それと、先ほど来お聞きしました借地料ですね、670万ですか、全島におきましてこれだけの支払いを現在されてるということですが、実際に閉校して既に、今先ほどるる申し上げましたように、学校の中には一切もう入っちゃだめよという状態になっているにもかかわらず、この借地料を払い続けるのはいかがなものかなというふうには思います。

それと、検討委員会なるものができて検討しているということでございますけれども、屋代小学校に關しましては既に3カ月をたたんとしておりますけれども、そういう動きはちょっと聞こえてきませんので、それはいかがなってるのかちゅうことを再度お聞きしたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 6点ばかり質問いただきました。

まず、地元にご相談して維持管理の関係でございますが、先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、昨年発生いたしておりますいわゆる緊急雇用創出事業、この事業に基づきまして、私どもは屋代小学校にとどまらずほかの学校等についても可能な限り管理をしていこうということで、一懸命町のほうで地元には御迷惑かけまいということで対応しておりますので、今しばらくこういう形で進めていきたいなと思っております。

それから、2点目の遊具の撤去でございますが、これにつきましては学校が存続しておりました昨年度、一応学校のほうで、まあ町のほうで遊具の一斉点検というものを実施いたしました。その段階で、もう老朽化している、危険であるということで、子供たちがいた21年度において

も使ってはだめだよというような遊具についてはロープを張ったりして使用を制限をしておったということでございます。で、年度が変わりまして子供たちがいる学校等につきましては、年度が変わる、あるいは途中でございましてけども、継続でありましたけども、新しく遊具を設置をいたしました。したがって、屋代小学校については子供たちもいなくなった、遊具もほったらかしという状態になりますので、これは不特定多数と言いますか、どなたが来て遊ぶかもわからないと、危険であるということで撤去という形を取らせていただきました。

次に、電気、水道等の関係でございますが、これにつきましても基本的には学校自体が存続してないわけでございますので、一昨年閉校になりました中学校等についても、日良居中学校を除いてほかの中学校については電気、水道すべて止めております。同じような状態で、屋代小学校についてもそういった状態をさせていただきました。

次に、プールの利用の関係でございます。これにつきましては、閉校するに当たって、あるいは屋代小学校が明新小学校に統合されるということに当たっていろいろ御父兄の方と協議をいたしました。その中で、屋代小学校のプールについて子供たちの利用はどうですかということで投げかけましたところ、屋代小学校のプールはもう使いませんと、明新小学校のプールで結構ですということで、プールについてもそのままの状態で見況は放置、まあ放置といういい方は悪いかどうかわかりませんが、そういう状態でございます。したがって、防火水槽的な形でのいわゆる水だめというものについては、そのまま維持をしておるということでございます。

それから、借地料の関係でございますが、これにつきましても教育長が答弁いたしましたとおり、借地の部分に建物が建っておったり、倉庫等々いろいろな形でまだ町がお借りしているような状態になっておりますので、これについては600数十万円という高額でございますので、基本的には目的が終わったものについては返すべきだろうと思っておりますけども、なかなか解体してすぐお返しするというにもいろいろ経費もかかるということで、今しばらくそのままの状態ということでございますが、いずれにいたしましても、学校施設の跡地をどうするかということで、中学校については検討いたしておりますので、その結果に基づいて、もう解体しましようとか、あるいは返しましよう、土地も返しましようというようなことになれば、当然上屋を解体して更地にして返さなきゃいけないということが発生するだろうと思っております。

それから、最後の検討委員会の関係でございますが、既に3カ月を経過しておるという御指摘でございます。なかなか、行政4月になったからすぐスタートというのもいろいろな制限等もございまして、難しいとこでございまして、参考までに2年前、昨年ですか、中学校の検討委員会を立ち上げたのも、確か暑い時期から立ち上げたというような状況でございますので、今しばらくお待ちいただいたらと思います。

議長（荒川 政義君） 今元議員。

議員（7番 今元 直寛君） ただいまの次長の、しばらくお待ちくださいという最後の言葉でございませうけれども、環境の悪化というものは、これはしばらく待っておれないのが現状でございませうで、これは1日も早くしていただきたいというふうに思います。

それから、町の耐震の問題でございませうけれども、今橋梁に關しまして333ですか、の中のいくつかに關しましては、耐震の調査をして、悪いものには直ちに補強工事をするというふうな御答弁でございませうけれども、確か私が先般の質問で屋代川の橋梁に關しまして質問をいたしました。で、屋代川の吉井橋でしたか、そういった具体的な橋が数個出ておりましたけれども、それと昨年度の末をもちまして調査も全部終了しましたというお答えをいただきましたけれども、その点は先ほどのお話ではまだ調査そのものも持ち越しているというのが現状でしょうか。それと、補強工事を直ちにするというのがございましたけれども、実際にいつ着工して皆さんの安心・安全を圖れるのか、その辺をちょっとお聞きしまして私の質問を閉じさせていただきます。議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） 今の御質問にお答えいたします。

今期については、9月の30日までが調査の期間となっております。そうして、今の吉井橋と出井橋、そして久賀の御幸橋となっておりますが、できるだけ早い時期に測量、設計をして着手をしたいと申します。

議長（荒川 政義君） 以上で今元議員の質問を終わります。

.....  
議長（荒川 政義君） 次に、11番、中村美子議員。

議員（11番 中村 美子君） 11番、中村が3点、一般質問をさせていただきます。

1点目は町民憲章の制定についての見解、2点目は健康ウォーキング実施について、3点目として消費者保護悪質詐欺の把握についてです。

1点目の町民憲章についてでございますけれども、平成16年10月に旧4町が合併し周防大島町となり、そろそろ6年になります。旧町だったころは、それぞれの町の目的として町民憲章が制定されておりましたが、合併になり周防大島町として1つの町になりました。そろそろすばらしい町を築くことを目的に、町民憲章を制定されたいかがでございませうか。私たち町民の進むべき道しるべを残しておきたい。そうして町民憲章をしっかりと身近なものにし、日常生活に生かしていくことが我が町の独自性を保つことになると信じておられますが、いかがでございませうか。町長の見解をお伺いいたします。

2点目として、健康ウォーキング実施についてですが、老若男女を問わず、健康を維持し推進するにはウォーキングが最適だと言われておられます。

町でも年に1回か2回、ウォーキングを目的としたイベントが行われているのは存じておられます。

す。特段の道具も設備も要りません。必要なのは歩こうという意味と1足のシューズだけであり  
ます。私も気の合った四、五人で毎晩7時から、約6,000歩ウォーキングをしております。  
日没が早い時期は懐中電灯を持って歩きますが、できるだけ外灯がついているところを選んで歩  
きます。外灯がついているところもやはり間隔が遠いので、やみ夜はやはり足元が暗いです。警察  
でいただいた反射たすきをつけて歩いています。それで、私と一緒に歩いている仲間と話し合い  
しながらいろんな話が出てくるのです。毎月第3日曜を健康ウォーキングの日として、それぞれ  
の地域にやはり地域の人を指導員として選んでお願いして、指導員がついてウォーキングを実施  
したらどうだろうかというような話も出ております。やはり住民が健康になるということは、住  
民が幸せになることだけでなく、地域の人との交流やなじみを深めることにもなります。

先ほど、国民健康保険のことが出ましたが、国民健康保険にとっても好影響をもたらし、町も  
幸せになるということにもつながっていくのではないかと存じております。町長はいかがお考え  
か所信をお伺いいたします。

3点目は消費者保護悪質詐欺対策についてです。悪質金融、それから睡眠商法いわゆるオレオ  
レ詐欺などの実態と町の対策について質問いたしますが、町も自治会を通して、安心・安全の暮  
らし消費生活トラブルに遭わないためにという、こういう安心・安全の冊子をいろいろと配布し  
ていただいております。事件多発、大きな被害防止対策に対応していただいておりますことに感  
謝いたしております。

しかし、テレビなどの報道によりますと、ますますふえ続けている様子でございます。最近  
は被害者に成り済ました、非常に悪質化しております。被害者はやはりお年寄り、家庭の主婦、こ  
れらの範囲に広がっております。これらの許されない犯罪について、町内における被害発生がど  
れぐらいあるのか、町長は把握しておられるのでしょうか。お伺いいたします。

以上、3点をよろしくお伺いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 中村議員さんの御質問3点についてお答えいたします。

まず、町民憲章についての御質問でございますが、町民憲章は町としての理念やまちづくりの  
方向性を明確にし、町民一人一人がまちづくりに主体的にかかわっていくための行動目標などを  
示すもので、昭和40年代から60年代にかけて、全国の多くの自治体が定めてきておりまして、  
合併前の4町でもそれぞれ制定をされておりました。ただ、過去において基本理念であるがゆえ  
に、必ずしも憲章の意義や役割が正しく理解されていたとはなかなか言いがたい面もありまして、  
憲章は制定されていたものの、その精神を具現化すべき実践活動が余り行われていなかったとい  
うような例も少なからず見受けられると、そういう論評もされてるところでございます。

また、地方分権一括法の施行以来、地域をみずからの意思と責任によって、それぞれの特色を

生かしたまちづくりをすることが求められ、自治体運営の当事者である住民、議会、行政の3者がまちづくりに関する基本的な考え方を共有することが重要になってきていることから、まちづくりのための基本的なルール、役割分担、仕組みなどを定める「自治基本条例」とか「まちづくり基本条例」といったものを制定・検討する自治体もふえてきております。

こうしたことを踏まえまして、今御提案の町民憲章とあわせて、今後協議を重ねる中で検討してまいりたいと考えております。

次に、健康ウォーキングの実施についてでございますが、ウォーキングはいつでもどこでもでき、特別な技術が要らず、お金もかからず身体の負担も少なく老若男女を問わないスポーツであります。町内でも自主的にウォーキングをする方はたくさん見受けられております。ウォーキングによって得られる効果として、心肺機能が高まる・血管を丈夫にする・骨を丈夫にする・生活習慣病を予防する・脳の働きを活発にする・疲れにくい体をつくる・足や腰の筋肉を増す・ストレスを解消するなど、そういう効果があると言われておりまして、本町も春の大師堂めぐり歩け歩け大会に助成をしておりますし、またお手伝いもさせていただいておるほか、体育指導委員会主催のウォーキング大会や保健師による生活習慣病予防に係る指導の一環としてもウォーキングをお勧めしているところであります。

しかし、ウォーキングを行うに当たっては、まず体調管理を十分行い、持病がある方は主治医に相談し、運動の前と後必ずストレッチを行うというようなことが必要であります。

また、交通ルールを守り、夜間は今おっしゃられましたが、反射板をつける等の安全対策もあわせて注意していただきたいと思っております。みずからの健康はみずからがつくっていくんだという、そういう目的のもと、安全で無理のないウォーキングで健康づくりを行っていただきたいと思っております。

消費者保護悪質詐欺対策についてでございますが、まず本町での消費者生活相談の件数でございますが、平成20年度は11件、昨年度は16件の相談を受けておりますが、このうち架空請求詐欺の相談は3件で、いずれも未然に防いでおります。しかしながら、消費者トラブルを未然に防ぐためには、消費者自身の自覚も欠かせない要素であると考えております。

その一環として、先月には消費者啓発リーフレットを自治会内回覧で配布をいたしました。また、トラブル回避の手助けになればと、悪質商法の手口や事例、対処方法を紹介したリーフレットを先般全戸配布をいたしましたところであります。

さらに、中学生や婦人会、老人クラブなどを対象とした啓発活動も実施しているところでございます。

いずれにいたしましても、安心・安全な地域づくりを目指し、今後とも消費者行政の充実に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

す。

議長（荒川 政義君） 中村議員。

議員（11番 中村 美子君） 久賀老人クラブ、これはシニアクラブという名前に改姓いたしまして、この久賀の連合クラブでございますけども、6月30日に総会を開く予定にしております。このときも、啓発の意味で柳井警察署にお願いして、講習会、そういうようなことも予定しております。そういうふうにして、全国の全労連に参りまして、やはりこの啓発をしっかりと、随分東京などにもふえております。そういうようなことに各地区では、絶対にそういうこと許されないという合い言葉で今進めているようなことでございますけれども、私の家にも二、三回かかってきました。それでは、いろいろな方法でいろいろな言葉つきでかかってくるんです。そういうようなことで、だまされることにはやはり私たちも田舎に育って気が正直でございますので、ついつい乗せられそうな言葉遣いです。とつても言葉遣いがお上手で、大変これも練習したんだというほど上手でございます。そういうようなことにも、私たちが日常生活においてのことでございますので、気をつけなければというふうに思っております。ありがとうございます。

いろいろと今、初めの町民憲章についてでございますけれども、これはやはりちゃんとしたことを新周防大島町として、今までおろそかにされてきたと思いますけれども、いろいろやはり書いてある、今までこんなのがあったのよねって言いながら、久賀町のその町民憲章も今でも私たち歩きながら読んでおります。これもやはり私たちが身近に感じなかったということは、やはり地域の方にもそれだけ浸透してなかったのかなというふうに思っております。しっかり我が町の独自性を保つことになると思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

また、ウォーキングのことでございますが、これもやはり自治会長のほうでいろいろ話も出ておりますので、自治会長として、自治会としまして始めてみたらどうかというふうに、いろいろ話し合いしております。

以上でございます。ありがとうございます。終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で、中村議員の質問を終わります。

.....

議長（荒川 政義君） 次に、16番、安本貞敏議員。

議員（16番 安本 貞敏君） 大きくは2つほどお尋ねさせていただきます。

1つは地産地消ということについてお尋ねをいたします。私は農業を職としておりますので、農業関係に偏った質問になろうかと思っておりますけれども、よろしくお尋ねいたします。

地産地消という言葉は御承知のように、地元でとれたものを地元で消費するということであろうと思っておりますし、そのようなことが叫ばれておりますけれども、この一つの運動といいましょうか、これによって地元も非常に一つの流れとして、いい傾向になっておるように私は思っております。

この全国的に叫ばれておられますこの地産地消ということ、この周防大島町におきましてもいろいろな取り組みをしておられるわけでございますけれど、特に農業、漁業関係におきましては朝市、あるいは産直協議会におきましての直売所、こういったもので年々この傾向が活発になってきておるように思っております。

しかし、まだ私も思いますのに、町立の施設におきまして、例えば学校給食とか、病院の給食とか、こういったものへの取り組みがもうちょっと弱いような気がいたします。叫ばれながらも、もう少し積極的に取り組んでいただければ、生産農家もまだまだ元気が出てくるというふうに思っておりますので、町長さんの御所見を一つお尋ねをしたいと思えます。

ちなみに、先般農協のほうで尋ねましたところ、この春に極わせのタマネギをこの周防大島町管内で生産されたものが約50トンあったようでございます。しかしながら、この極わせのタマネギは全部小郡のほうへ行ってしまったということで、流通経費もかかり、さらにまた生産者の手取りも少なくなるという、こういう面からすると、やはり地元へとめておく必要があるのではなからうかということも耳にしておりますので、その点を含めて一つ町長さんのお考えをお尋ねさせていただいたらと思えます。

2つ目でございますが、ゆとり教育ということについてお尋ねをさせていただきます。自分なりにゆとりというものは、余裕というふうに私は解釈しておるつもりでございます。なかなか私も、もう子供が社会人になりまして、教育をするような立場じゃございませんけれど、今、小中学校の生徒さんに対してゆとり教育というのを取り組んでおられるわけでございますが、この点について、二、三お尋ねさせていただきますけれど、今、小中学校の生徒さんが真剣にゆとり教育というものを直面して、真剣にまず子供さんたちが考えておられるかどうかということ、まず1点お尋ねをいたします。

それから、子供さんたちを育てる親御さん、いわゆるPTAの方の考え方等を含めて、教育委員会のほうへのどのようなお尋ねがあったり、いろいろな意見があったりしておるかということがあったらお尋ねさせていただきたいと思えます。

それから、いろんな情報によりますと、文科省のほうで、このゆとり教育に対して見直しをかけておるといような情報も得ておりますけれど、今後においてどのような方向で進んでおるか、お答えできる範囲で結構でございますので、この点を一つお尋ねをいたしたいというふうに思えます。

以上2点、よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 安本議員さんの地産地消につきまして、お答えいたしたいと思えます。

周防大島町には現在3つの地区農産物直売出荷協議会が設置されておりまして、この3つの協

議会のうち、橘・大島の2つの協議会では、生産者の協力が得られておりまして、栽培予定表に基づいて町立の施設向けの野菜生産に取り組んで、東和病院、大島病院、大島看護専門学校、橘学校給食センター、大島学校給食センターの5カ所にJAを通じて出荷をいただいております。

今の御質問につきましては、これらの利用の量といいますか、それをもう少し拡大をということではなからうかと思いますが、町立施設向けの野菜の取り組みについては年2回ほど、春夏野菜とか秋冬野菜で栽培予定表を作成して、その収穫予定時期に合わせて栄養士の献立に反映するというふうなことでありますので、できたからどうぞというわけにはならないということも御理解いただきたいと思っております。生産農家のほうにすれば、やっぱりものができたからJAのぼんと地産地消コーナーへ出荷するというよりは若干手がかかるということもあるのではなからうかと思いますが、そういう取り組みにつきまして、これを拡大するということにつきましては非常に大事なことだと思っております。ただ、先ほどのお話がありました、わせのタマネギがたくさんできたからどうぞと言われても、なかなかそういうふうに1種類だけというわけじゃなくて、先ほど申し上げましたように、ちゃんとした献立表といいますか、それに合わせたものから、1つの種類だけたくさんにちゅうのがなかなか難しいというふうにも思っております。

しかしながら、町立病院とかは非常に大きな施設でございますので、ここへの地産地消の取り組みが大きく影響するものだと思っておりますので、できるだけ町の施設から順次、こういう地域の産物を使うということには取り組みを深めていかなければならないというふうに思っております。

また、生産農家への支援もいたしておりますが、それは生産の技術指導といたしまして、これは柳井農林事務所の専門の技師でございますが、これらを呼んで、そういう生産技術の指導もいたしております。

町立施設では、葉物などのさらなる需要もあるわけでございますので、受け入れ施設の拡大も可能だと思っております。各協議会での積極的な栽培予定表に基づく取り組みが必要だというふうに思います。要するに、当然先ほど申し上げましたが、計画的な栽培と計画的な利用につながるということでございますので、ぜひともまた安本議員さんも、この協議会にもかかわっておられると思いますが、ぜひともそういう農家と協議会の中で、需要等をちゃんと喚起するという形をつないでいただくということが一番大事ではなからうかと思っております。

町の施設につきましては、できるだけ町のほうも努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ゆとり教育につきましては、教育長のほうから答弁いたします。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 安本議員のゆとり教育についての質問にお答えいたします。

まず、ゆとり教育という言葉が生まれたのは、今から30年前の1980年、昭和55年の教育課程の改定からであります。それ以前の教育は、科学立国日本を推し進めるために教育の現代化運動の名のもとに、小中学校の段階からかなり高度な教育内容が推し進められてきました。

その結果、授業速度の速さから新幹線授業とか、受験競争も激しく、多くの子供の落ちこぼれを生んだことから、落ちこぼれ教育あるいは落ちこぼし教育と呼ばれた時代でした。その反省から、教科の学習内容を少し減らしたゆとりと充実を目指す教育を始めたわけですが、結局は意図したほどゆとりは生まれませんでした。また、子供たちが抱える不登校やいじめ問題も減りませんでした。そこで、平成14年には、教科の学習内容をさらに厳選して、基礎基本を確実に身につけさせ、総合的な学習の時間を設け、みずから学び、みずから考える力を育てるなど、生きる力こそ大事だという新しい学力観のもとに、ゆとりと充実の教育を一層推し進めてきました。

学校週5日制もこのときに始まったのでありますが、当時の子供たちの反応は、休日が増加してうれしいというものが過半数、3人に1人が休日は学校がないからつまらないと答え、2人に1人が学校でできない体験がしたいと答えています。

保護者のほうは、親子で過ごす時間がふえてよかったとするものや、休日がふえたが、子供の休日の過ごし方が不安である。授業時間の減少で学力が落ちるのでないかという悩みが寄せられたのであります。現在でもこの傾向は余り変わらないと思っております。

5日制が始まった当座は、休日の過ごし方の受け皿づくりが必要だという市町と休日の過ごし方は地域や家庭の責任に任せておくことがよいとする市町に分かれていました。

現在では、学校は、家庭学習の仕方についての指導はしますが、休日の使い方については地域や家庭の責任と教育力にゆだねられているのが現状であります。

本町の土曜、日曜の使い方ですが、橘地区、東和地区では月1回土曜日、2時間ですけれども、半日の放課後子供教室の推進事業を行っております。休日の子供の居場所づくりの必要性を含めて実施、これを全町的にどうするかというふうなことは、指導者の確保 この指導者というのは特に地域の保護者、地域の方を指導者にお願いするわけですが、そういった指導者の確保、スポーツ少年団との競合等、この1年間をかけて社会教育委員の皆さんと一緒に検討を進めていっております。

蛇足であります。今回の改定学習指導要領では、これまでの生きる力の育成を根本にした知・徳・体のバランスのとれた教育を目指しています。基礎基本の指導を徹底的に行いながら、総合的な学習の時間の減少や中学校の選択教科時間の削減などにより、小学校5、6年生に英語活動の時間を設けたり、算数、数学、理科、体育の学習時間をふやしていることは御案内のとおり

りであります。

教育委員会では、この国の方針をもとに、心身ともにたくましい確かな学力を備えた子供の育成を教職員・保護者連携しながら進めていきたいと考えております。

議長（荒川 政義君） 安本議員。

議員（16番 安本 貞敏君） 町長さんの地産地消に対する取り組みのお考え、非常に私も喜んでおりますが、御承知のように、生産農家というのは、やはりつくれつくれと言っても、それが販売できるかどうかでやはりつくる量が変わってくるものでございます。私も橘地区の産直、30数名の会員の方々と一緒になってやっておるわけですが、年々売り上げがふえております。しかしながら、もう地区の規模というのが非常に限定されまして、対象者が限られておる。だから、東和の道の駅とか、ああいったところ、あるいはほかの地区外のいろんな直売所あたりは非常に伸びておるようですが、地域の中ではどうしてももう頭打ちになっておるとというのが現状でございますので、そうするとじゃあどうするかということになると、学校給食、病院の給食、こういったものへの取り組みをぜひひとつ積極的にお願いしたいと思っております。

この地域の取り組みが現在大きな規模になっておるわけですが、御承知のように大分県の時の知事さんが1村1品ということで始めておられまして、あれはカボスを核として、いろんな菓子から、それから漬物から、いろんな加工品からいろんなもう数、数え切れないぐらいの数に発展して、それがよそからのお客さんにお土産として買って帰っていただくということで、また販路が広がっております。

また、高知県のほうへ行きますと、ユズを核として馬路村というところ、ここは御承知と思えますけど、ユズを核として清涼飲料へ結びつける、これでやはり販路を広げて、特にその地区の特産品としてもう全国的に売り出しておると。

さらには、徳島の上勝行きますと、地元でいろいろな構想を練った上で、葉っぱビジネスというこういった事業へも展開しておると。やはり地区で高齢者の方々が病院に行く間がないぐらい忙しい、おもしろいと、こういうような地区もございまして、やはり元気なまちづくりをつくらせていただくためには、やはり農業者への取り組みについては特に地産地消ということについて力を入れていただきたいというふうに思いますけれど、いかがなものでしょうか。よろしく願います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、安本議員さんの再質問の中でありましたように、やはり町立の施設が大きな需要のもとになるものだということは、私も認識は同じでございます。当然、町立の施設、特に病院やまたは学校の給食センターっていうのが一番大きなところでございまして、やはりそういうところへの取り組みにつきましても、先ほど申し上げましたが、利用するほうと生産す

るほうとの間をちゃんと取り持つというシステムが必要になってくると思います。こちらで利用するほう側につきましても町のほうから声をかけますし、またその協議を十分やっていただけたらと思っております。

もう1点は、そういう施設だけではなくて、やはり朝市等の活用というのも大事になってくるのではないかと思っておりますが、先ほど今元議員さんの御質問にもありましたが、学校の跡地利用ということで、当然たくさん学校が廃校となっております、その跡地の利用に非常に大きな課題を抱えております。

また、その町立だけではなくて、先般廃校になりました田布施農高の大島分校の跡地につきましても、これは一部県有地の部分と町有地の部分がありますが、ここのグラウンド等につきましても、非常に地理的にも有利なところでありまして、ここの活用も大きな課題となっております。特に朝市等の活用というような活用方法も検討いたしておりますが、またそういう町有施設で使う部分と、またそういうふうに朝市等で出荷できるというふうな形、やはり需要に合わせて供給が伸びるということは当然のことでございますので、ぜひともそういう取り組みも進めてまいりたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 安本議員。

議員（16番 安本 貞敏君） ありがとうございます。ひとつ積極的によろしくお願いいたします。

ゆとり教育について、もう1点だけお尋ねいたしたいと思っております。これ私が子育て、4人の子供さんを持っておるお母さんから実は聞いた話なんですけれど、非常に何ていいんでしょうか、土曜日の休みというのが共稼ぎであるために、家に子供を置いて出るのが非常に不安なと。だから学校で何とか面倒見てくれると非常にいいんじゃないかと、やはりその親御さんも言われるのに、学力が低下するから塾へやらにゃいけん。塾へやりゃあどうしても負担がかかるということから、非常に不安な。金銭的な面でもかなりその家庭に負担がかかっておるといふ現状でございますので、この点でまた先々それはどのような見直しがあるかもわかりませんが、一つまた有効に週5日制のものをお休みを有効にひとつ使っていただくように、特に大島郡の生徒さんの学力の低下につながらないように取り組みをお願いしたいと思います。

先般、実は話は変わりますが、学習村へ視察に行く機会がございまして、見せていただきました。あの中に非常に昔からの農具、民具、漁具、いろんなものを見せていただきまして、非常になつかしいようなものがあつたわけなんですけれど、やはりああいう一つ一つでも、子供さんたちにその今の休みのときを利用して、ああいった施設へ出向かして、そしてこういうものはこういうふうに使っていたと、これで辛抱して今の今日がある。こういうようなものを子供にやはり文化というものを伝承するという時間というものも私は必要なというふうに思っておりますが、

いかなるものでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 土曜、日曜を学校で何とかしてくれないかというふうな部分ではありますが、土曜、日曜、どのように過ごすかというので、政府が子供の居場所づくりを一番最初始めたわけです。学校週5日制のときに。それで、旧大島町ではそれを教員にさせておいたわけです。ところが、実際に教員がわざわざ土曜、日曜に出てきて、それでその地域の子供をというので、それで地域の保護者は出てこないわけです。そういうふうなことで、立ち消えになって、それで現在旧大島町で土曜、日曜は保護者や地域の人が読書活動、それを月に1回か2回進めている、残っているというのが現状であります。それで、橘地区でいいますと、今の子供の居場所づくりというふうなことで取り組みまして、それが平成19年度でなくなりました。それでその後、放課後子供教室推進事業というのが生まれました。放課後子供教室推進事業というのは、これは月曜から土曜日までの放課後をどのようにお母さん方、お父さん方が働いて帰るまでに子供をどのように守っていくかというので、これも地域の方がその指導者になる、あるいは安全を確保するという、そういうふうな制度でつながっています。

それで、旧橘町でいいますと、放課後子供教室の時代から、1つほどそういう土曜、日曜を使う団体が残ってありました。それで、子供を指導する方が1名なわけです。それで、その方が一生懸命やっておったんですが、今回4月になって、ことしもそういう土曜、日曜の過ごす、そういう事業をしようということですが、その方がやめられました。それで、今教育委員会の社会教育主事が出ていってやっておるというふうなことで、これまた進めるのが大変難しいというので、先ほど答弁で申しましたように、指導者、それをどれだけ確保できるかというふうなことを社会教育委員の皆さんに開拓してほしいという、そういうふうなお願いを今しておるとするのがそのことの現状であります。

それで、今いろいろ文化の伝承、それを取り組むというのはこれは大変いいことであります。ただ、それが実際になされているのは、そういう民間団体というふうなことがあって、もちろんB & Gのいろいろな事業とか、町としてもいろいろな事業に取り組んでいるわけですが、それに参加させるのは学校の教員にも手伝ってもらっているわけですが、御家庭がいろいろ中心になって、その過ごし方を考えるというふうなのが現状であります。

議員（16番 安本 貞敏君） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で、安本議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終結いたします。

#### 日程第4．議員派遣の件について

議長（荒川 政義君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りいたします。お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思います。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱を議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、さよう決定しました。

・ ・

議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成22年第2回定例会を閉会いたします。

事務局長（木元 真琴君） 一同、御起立願います。礼。

午前11時56分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 今元 直寛

署名議員 広田 清晴

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員